

自動車税種別割過誤納金

| | | | |
|---------------|-------------------|------------------------|--|
| 登録番号 | 長崎・佐世保 | ※登録番号は4月1日現在で記入してください。 | |
| 過誤納金発生年月日及び理由 | 年 月 日 | 年税額 | |
| | (抹消登録・重複納付・その他) | 過誤納金 (還付金)の金額 | |

債権譲渡通知書

長崎振興局長 様 年 月 日

上記自動車税種別割過誤納金の還付については、下記の者に債権を譲渡したので通知します。

納税義務者 住所 : _____
(債権譲渡人)
氏名 : _____ ㊞

自動車税種別割過誤納金還付申請書

長崎振興局長 様 年 月 日

上記自動車税種別割の過誤納金について、債権の譲渡を受けたので還付を申請します。

なお、還付金受領後に譲渡人から不服の申し立てがあった場合は、一切責任を負います。

〒

申請人 住所 : _____
(債権譲受人) (所在地)
氏名 : _____
(名称)
(代表者氏名): _____

T E L : () -

受 付 印

| | | | |
|------------------------------|---------|------|----|
| 申請人 (債権譲受人) 振込先銀行等 | 銀行 | | 支店 |
| | 当座・普通 | 口座番号 | |
| | (フリカ'ナ) | | |
| | 名義人 | | |

(注意事項)

- 1 添付書類** 納税義務者の印鑑登録証明書(写でも可) または 領収証書
- 2 押印について** 印鑑登録証明書を添付する場合は、**同じ印鑑**を納税義務者の印として押印してください。
- 3 充当について** 納税義務者(債権譲渡人)に県税の未納がある場合は、地方税法第17条の2の規定により還付金を充当することがあります。
- 4 提出期限** 抹消登録した日が属する月の翌月10日(休日の場合はその前日)必着。
※期限厳守

《 記 入 例 》

| 自動車税種別割過誤納金 | | | |
|-------------------|-------------------|------------------------|--|
| 登録番号 | (長崎)・佐世保 300ナ2023 | ※登録番号は4月1日現在で記入してください。 | |
| 過誤納金発生 年月日及び理由 | 令和 5年 7月 24日 | 年税額 | |
| | (抹消登録)・重複納付・その他 | 過誤納金 (還付金)の金額 | |

| 債権譲渡通知書 | |
|--|--------------------|
| 長崎振興局長 様 | 【注意1】 令和 5年 7月 31日 |
| 上記自動車税種別割過誤納金の還付については、下記の者に債権を譲渡したので通知します。 | |
| 納税義務者 住所 : 長崎市万才町3-17 (債権譲渡人) | 【注意2】 |
| 氏名 : 県税 ゆう子 | ㊞ |

| 自動車税種別割過誤納金還付申請書 | |
|---|-------------|
| 長崎振興局長 様 | 令和 5年 8月 3日 |
| 上記自動車税種別割の過誤納金について、債権の譲渡を受けたので還付を申請します。 なお、還付金受領後に譲渡人から不服の申し立てがあった場合は、一切責任を負います。 | |
| 申請人 住所 : 〒857-8502 (債権譲受人) (所在地) 佐世保市木場田町3-25 | |
| 氏名 : 株式会社 長崎県税自動車 【注意3】 (名称) (代表者氏名) : 代表取締役 長崎 県太郎 | |
| TEL : (0956) 23 - 1386 | 受付印 |

| | | | |
|--------------------------|--------------|-----------------------|-----------|
| 申請人 (債権譲受人) 振込先銀行等 | 〇〇銀行 | △△支店 | |
| | 当座・普通 | 口座番号 | 1234567 0 |
| | (フリガナ) | カ)ナガサキケンゼイジドウシャ 【注意4】 | |
| 名義人 | 株式会社 長崎県税自動車 | | |

【注意1】
日付は必ず記入してください。

【注意2】
《納税義務者(譲渡人)の印鑑及び添付書類》
実印を押印のうえ印鑑登録証明書(写でも可)を添付するのが基本ですが、領収証書が添付できれば、個人の場合は認印でも構いません。
※納税証明書は添付書類にはなりません

【注意3】《申請人(譲受人)の押印省略》
譲受人の押印は不要です。

法人の場合は、所在地・名称(法人名)・代表者氏名欄を記入してください。
(ゴム印でも可です)

【注意4】
振込先銀行等は正確に記入してください。
※フリガナは通帳に記載してあるとおりに記入してください。

【注意事項】

- 添付書類 納税義務者の印鑑登録証明書(写でも可)または 領収証書
※必ずどちらかの添付書類が必要です。添付がない場合は受付できません。
- 押印について 印鑑登録証明書を添付する場合は、同じ印鑑を納税義務者の印として押印してください。
- 充当について 納税義務者(債権譲渡人)に県税の未納がある場合は、地方税法第17条の2の規定により還付金を充当することがあります。

4 提出期限 抹消登録した日が属する月の翌月10日(休日の場合はその前日)必着。
※期限厳守

※期限経過後は受付できません。

【債権譲渡に係る還付申請における注意事項】

- 納税義務者(譲渡人)の印鑑および添付書類
○実印を押印のうえ印鑑登録証明書(写でも可)を添付するのが基本です。
なお、領収証書が添付できれば、個人の場合は認印でも構いません。
※納税証明書は添付書類にはなりません。
○納税義務者が法人の場合は実印(法務局への登記印)を押印してください。
- 申請人(譲受人)の印鑑は不要です。
- 提出期限
○抹消登録した日が属する月の翌月10日必着【期限厳守】
なお、10日が休日の場合はその前日となります。
- 納税義務者(譲渡人)に県税の未納がある場合は、還付金を充当することがありますので、あらかじめ申し添えます。

【提出先】
〒850-0033
長崎市万才町3-17
長崎振興局
税務部納税課管理班
電話095-820-7133